

中村青色だより

- 1面…案内「記帳確認」「第3回インボイス制度相談会」
- 2面…適格請求書等保存方式(インボイス制度)
- 3面…名古屋中村税務署長挨拶/会長挨拶
- 4面…書道展/電子帳簿保存法/事務局だより

第191号
令和4年8月1日発行
一般社団法人
名古屋中村青色申告会
名古屋市中村区太閤通6-99-8
052 (485) 9780
info@nagoya-nakamura-aiiro.or.jp

https://nakamura-aiiro.jimdofree.com

今年1月から開始 電子帳簿保存法の改正

電子データで送付・受領した請求書・領収書・納品書・見積書・契約書など、その電子データを一定の要件をみたした(検索できる)形で電子データのまま保存が必要
*違反をすると青色申告を取り消される可能性があります。2年間猶予がありますので、この間にご自身のスタイルに合った保存のしかたをしてください。

- ？保存すべき電子データは？
：紙の時と同様に保存が必要な情報が含まれている電子データ。添付ファイル、電子メールの本文に請求書等に相当する情報が有る場合も保存が必要。
- ？どのような形式でどのように保存するのか？
：そのままの形式(メール、Excel、Wordなど)やPDF・スクリーンショットによる保存も可。
：「日付・金額・取引先など」で検索できるように保存。
- ？どのように検索できるように保存するのか？
：①規則的なファイル名を付す方法。ファイル名に「日付・金額・取引先など」を入力し、特定のフォルダに集約して、フォルダの検索機能が活用できるようにしておく。
：②表計算ソフト等で索引簿を作成する方法。ファイル名は連番にし、その連番で表が検索できるようにしておく。
- ？事業に関して以下に当てはまるものはありますか？
①ネットで販売をしていますか？□はい
②電子メールで請求書等を送付、受領している？□はい
③楽天、Amazonなどのインターネットショッピングサイトで消耗品等の購入をしている？□はい
④公共料金(電気代など)の請求書が紙でなく、サイトで確認をしている？□はい
⑤クレジットカードの利用明細をネットで入手？□はい
⑥電子決済サービスを利用している？□はい
⑦その他()? □はい
①～⑦に1つでも□はいが有る場合は必要です。

第五十四回書道展開催

「税を考える週間」の1環として、書道展の作品を募集します。
会員のご親族様の応募も受け付けておりますので、ぜひご応募ください。
ご不明な点がありましたら事務局にご連絡ください。

募集期間
9月20日(火)～
10月14日(金)

応募資格
・中村区内の幼稚園(保育)園
・書道塾(塾生中村区外可)
・書道塾(塾生中村区外可)
・会員親族(中村区外可)

応募方法
・学年別課題(下記参照)を規定用紙に書き、一人一点を事務局にご持参ください。
*作品に氏名は書かないでください。応募作品は返却致しません。受賞については厳選なる審査の上、入賞者には個別に通知いたします。
金賞・銀賞・銅賞は表彰状とトロフィーを佳作には表彰状と盾を贈呈いたします。
入賞作品展示
11月10日(木)～17日(木)
中村区役所1階ホールにて
*展示作品には名札を添付して展示いたします。

持ち物

- 各種帳簿
 - 金銭出納帳
 - 総勘定元帳
 - 収支日計簡易帳簿
 - その他(伝票、試算表)
- 会計ソフト
 - PC
 - USB
- 申告書
 - 令和2年分
 - 青色決算書
 - 所得税確定申告書
 - 課税事業者の方
 - 消費税確定申告書
 - 令和3年分
 - 青色決算書
 - 所得税確定申告書
 - 課税事業者の方
 - 消費税確定申告書
- 会員証
- マイナンバーカード
- 〃 暗証番号
- または
マイナンバー通知書
- 免許証か健康保険証

「記帳確認」 9/2～9/14

開催支部	日にち	備考
日吉・六反・新明	9月2日(金)	10:00～12:00 13:00～15:00 会場：事務局 *駐車場はありません *該当支部の日に来れない方は都合の良い日にお越しください
岩塚・柳	9月5日(月)	
米野・牧野	9月6日(火)	
稲葉地・稲西	9月7日(水)	
則武・本陣・亀島	9月8日(木)	
日比津	9月9日(金)	
諏訪・豊臣	9月12日(月)	
千成	9月13日(火)	
中村	9月14日(水)	

「第3回インボイス制度相談会」 9/21・/26・/28・/30

9月21日(水)	①10:00～11:30	会場：事務局 各回定員6名 相談会内容 ①制度の概要・注意点 ②登録申請の方法 *当日申請可能 要予約 ☎052-485-9780
	②13:30～15:00	
9月26日(月)	③10:00～11:30	
	④13:30～15:00	
9月28日(水)	⑤10:00～11:30	
	⑥13:30～15:00	
9月30日(金)	⑦10:00～11:30	
	⑧13:30～15:00	

まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討する必要があります。
□売上先がインボイスを必要とするか検討をしましょう。
売上先が事業者か消費者か事業者と消費者が混在するかを確認します。
□不動産貸付業の方は、店舗・倉庫・駐車場などを貸付ける先が事業者か消費者かを確認します。
- ・インボイス発行事業者の登録を受けると登録番号が発行されます。
- ・登録を受けると課税事業者になるため消費税の申告が必要となります。
*インボイスは今の請求書等にいくつか情報を追加したものです。2頁を参照ください。



夏期休業は
8月12日(金)～15日(月)です。
お願いいたします。
県民税(住民税)の通知が届いています。
内容を確認してください。

学年別課題

幼稚園 ぜい	小学一年生 あお	小学二年生 ぜのいう	小学三年生 ろ青い
小学四年生 申青告色	小学五年生 申電告子	小学六年生 申確定	中学生 税金を支える社会 住みよ暮らし
*作品規定 幼年、小学生 半紙 (タテ) 中学生 八ツ切 (タテ) *応募数 1人1点			

この度の人事異動により四日市税務署特別国税調査官(総合調査担当)から名古屋中村税務署長を拝命しました竹内一路でございます。前任の太田同様、よろしく願います。

一般社団法人名古屋中村青色申告会の皆様方には、平素から税務行政に對しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、徐々に社会経済活動が本格化してきている中、今もなお多くの感染者が発生している状況であり、日常生活及び経済活動に深刻な影響を受けられた会員の皆様様に心からお見舞い申し上げます。さて、貴会におかれましては青色申告制度の趣旨を十分に認識され、青色申告の普及・育成と納税道義の高揚を図るため、会員の皆様方への記帳指導や各種説明会などを実施していただいているところでございます。

特に、令和5年10月から導入される消費税のインボイス制度への対応として、貴会においては、全会員に対してインボイス登録の希望



名古屋中村税務署 署長 竹内 一路

これもひとえに、仲村文生会長をはじめ役員・会員の皆様方の一人一人が熱意をもって会の活動に取り組まれてきた賜物であり、心から敬意を表しますとともに、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

私ももといたしましたが、インボイス制度の円滑な導入に向けて、多くの事業者の皆様が制度の理解を深めていただけるよう周知・広報に取り組みでまいりますので、引き続き御協力をお願いします。

さて、国税庁では、「デジタルを

名古屋中村税務署 新体制		
署長	竹内 一路	四日市税務署 特別国税調査官 (総合調査担当)
筆頭副署長	小泉 豊美	名古屋中村税務署 筆頭特別国税調査官 (法人調査(源泉所得税)担当)
副署長	高橋 秀基	留任
個人課税第一部門 統括国税調査官	坂井 泰之	留任
個人課税第一部門 上席国税調査官	太田 和宏	留任

本年度は、消費税のインボイス制度、電子帳簿保存法改正への対応に取り組みます。事務局にて電子データの保存方法の説明やインボイス登録の申請や相談を行っております。ご自身の判断で関係が無いと思わず、一度は相談をしてみてください。また、去年同様に、税の書道展を開催します。本年度もよろしくお願いたします。



第10回通常総会 中村天神社社務所にて

会員の皆さまには、日頃から会活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。さて、5月18日、第10回通常総会を皆様の協力により無事に執り行いましたこと書面ではございますが感謝とご報告を申し上げます。



会長 仲村 文生

インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受け、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

インボイス作成の仕方は?

今発行の請求書、領収書などにいくつかの項目を追加したものです。インボイスを作成、発行できるのは、インボイス発行事業者のみです。発行・受領したインボイスは保存が必要です。

※ 下線部は、特に注意する項目です
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

～ 請求書の対応例 ～

令和5年分の消費税課税期間は?

* 令和5年分が課税事業者か免税事業者かは令和3年分の収入金額で判断します

令和5年分が課税事業者 : 令和5年1月1日～12月31日(1年間)
令和5年分が免税事業者で令和5年3月31日までにインボイス発行事業者に登録した事業者 : 令和5年10月1日～12月31日(3カ月間)

インボイス発行事業者の確認方法は?

国税庁のサイトにて、登録番号で検索が可能。氏名や屋号などからの検索はできません。